

令和元年度 第1回 宇治市子ども・子育て会議 会議録

<日 時> 令和元年7月5日(金) 14:00～15:50

<場 所> 生涯学習センター 第2ホール

<出席者> (委員：(21名出席/25人中))

安藤会長、迫副会長、大西委員、岡本委員、小林委員、篠原委員、妹尾委員、堀(愛)委員、松村委員、湯浅委員、上西(千)委員、岸委員、北川委員、堀(明)委員、前畑委員、弓指委員、杉本委員、松井(明)委員、浅妻委員、松井(敏)委員、上西(ま)委員

(事務局：24人)

教育部 伊賀教育部長、上道教育部副部長、市橋教育支援センター長、栗田教育総務課長、三村学校管理課長、久泉生涯学習課長、吉田学校教育課長、福山教育支援課長

福祉子ども部 星川福祉子ども部長、澤田福祉子ども部副部長兼地域福祉課長、岡部保育支援課長、倉辻保健推進課長、雲丹亀子ども福祉課長、須原障害福祉課長、畑生活支援課副課長、川崎子ども福祉課副課長、山本子ども福祉課主幹、吉田保育支援課副課長、次郎内子ども福祉課子育て企画係長、野口保育支援課計画係長、平山保育支援課保育支援係長、水野子ども福祉課子育て企画係主任、西村子ども福祉課子育て企画係主任、垣岡子ども福祉課非常勤職員

(傍聴者) 1人

<会議内容>

1 開会

【会 長】定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第1回宇治市子ども・子育て会議を開会します。なお、本日の会議は「宇治市子ども・子育て会議の会議の公開に関する要項」に基づいて公開としています。

2 新任委員紹介

・事務局より、資料1「宇治市子ども・子育て会議委員名簿」に基づき、4名の新任委員を紹介
各委員自己紹介

事務局自己紹介

- ・事務局より、会議の成立確認報告及び配布資料の確認

3 議事

(1) 会議の運営について

- ・事務局より、資料2「宇治市子ども・子育て会議について」に基づき、説明が行われた。

(特に質疑なし)

(2) 宇治市子ども・子育て支援事業計画における令和元年度の主な取り組み状況について

- ・事務局より、資料3「宇治市子ども・子育て支援事業計画における令和元年度の主な取り組み状況について」に基づき、説明が行われた。

【委員】資料3の2番の「幼児教育・保育無償化」の※は、「保育の必要性があるという認定を受けた者」とありますが、保育の必要性があるというのはどのような基準で判断されるのでしょうか。

【事務局】保育の必要性につきましては、今の保育所や認定こども園の保育部分の要件と同様のものになりますので、例えば就労要件だと、1日4時間以上、週4日以上、月でいうと60時間以上の就労をされている方が対象になります。その他、例えば妊娠、出産というのも保育の要件になりますので、産前、産後8週間、多胎妊娠の場合は産前14週、産後8週となります。疾病で保育が必要ということであれば、そちらも保育を必要ということになります。その他、介護をされている、これから仕事を探すということも保育の要件に位置づけられます。保育所の保育要件と同様のものをご理解いただきたいと思います。

【委員】リフレッシュは対象にはならないのですか。子どもと離れた時間で自分をリセットしたいなど、それは要件には入りませんか。

【事務局】保育の要件にはあたりません。保育所の一時預かりといった場合であれば、一時的なリフレッシュというのも利用はできますが、恒常的な保育施設の利用には該当しません。保育の必要性にはあたりません。

【委員】働く人たちはサービスを受けられますが、おうちにて働く必要がないという人は対象にならないのですね。

【事務局】保育を必要とされる方にはあたりません。

【委員】リフレッシュすることで子育てが楽になるということでは保育が必要だとは認定されないという結論だという認識でよろしいでしょうか。そういった人たちの虐待の予防につながるということはないのですね。

【事務局】宇治市の場合、保育所の入所申し込みにおける保育要件と、今回の無償化の認可外施設や幼稚園の一時預かりを利用されている保育を必要とする要件は、全く同じものです。本市においては一時的なリフレッシュというのは保育の要件としてはみなしていません。

【委員】「保育士宿舎借り上げ支援事業」について、非常に興味を持ってお聞きしておりました。各市町村でも、保育士の確保というのは課題で、なかなか集まらないというところで、みなさん苦勞されているとお聞きしております。例えば園においては、給与を高くしてというかたちでされていることもあります。このようなかたちで直接的に支援をされるというところはあまり聞いていないので、新しい取り組みだということで興味を持ちました。実際、今、社会福祉法人さんでやりたいというご希望されているところはあるのでしょうか。またそれは、予算枠で決められるのでしょうか。何ケースなど設定はあるのでしょうか。

【事務局】まず、この事業について申請があるのかということでございますが、1事業所のほうから申請がございます。また、その他の法人でも、どのような制度かということで問い合わせがあり、説明等しているといった状況でございます。

【事務局】続きまして、予算の確保状況ということですが、新規事業ということもありまして、当初予算の中では件数の想定をして金額は決められてはいるのですが、それを超える件数が出てくる可能性がありますので、財務課との調整の中では当然そういったこちらの想定している以上のニーズが1年目からあれば、財源を確保する意味では予算の圧縮等は今のところ考えないということ調整は行っているところでございます。

【委員】「保育士宿舎借り上げ支援事業」を活用させていただく社会福祉法人の立場から、課題になっていることを紹介させていただきます。このような事業ができるということについては非常にありがたいことだと思っています。ただ、いつもそうなのですが、何かができるときには必ず課題も一緒に出てきます。その対象になるものが、「今年度4月から採用になっている者」としていただきますので、従来2年目以上採用されている人でも宿舎というものを活用したい人たちはいます。その対象にはならないということで、その調整が法人の中では課題となっています。

【事務局】法人さんへのご説明をさせていただいたときにもいろいろとご意見をいただき、今年度から事業を始めさせていただいたところです。内部でいろいろと議論をしてから、このような事業はどうかというご案内をさせていただいておりますが、議論の中では当然どういった方を対象にするのかはいろいろと議論がございました。調整の結果、まずは、今、施設さんで苦勞されております保育士の確保の少しでも助けになればということで、厳しい財政状況

の中でこの部分だけはまずやってみようということで、結果このかたちになったということがございます。事業のあり方については改めて議論をしていく経過になろうかと思っております。現状はこのかたちでということをご理解をいただければと思っております。

【委員】資料3の4ページの3「生活困窮者自立支援」ということで、いろいろと書かれています。具体的にどのようなことをされているのか、どのような成果があったのかということをお聞きしたいです。また、なぜ社会福祉協議会のほうに事業を委託しているのかということをお聞きしたいです。

【事務局】本事業はこの4月から始まりました。まだ成果というところまではいっておりませんが、専門性の高い事業ということもございますので、なかなか市役所の職員だけではノウハウがないということで、府の社会福祉協議会さんは、教育資金の貸しつけ、生活資金の貸しつけなどを日常的に行っております。いわゆる権利擁護事業の中で資金管理なども事業として行っているところですので、一定のノウハウを要しているというところで初年度については委託をしているところがございます。まだ始まって3か月を経過したところですので、なかなか成果というところまではいっておりませんが、なかなか支援のほうに向くことができなかつたのが、そういった支援のほうに向くことができるということで、相談の幅が広がってきたのではないかと感じているところです。

【委員】保育園の入園についての要件ですが、この要件はずっと変わっていません。障害児のお母さんたちが働くということとはとても無理なので、保育要件を変更してくださいと何十年もいい続けています。なかなかそこが変わりません。障害児の場合、月曜日から土曜日まで保育園に行くことがほぼできません。土曜日はお休みしてくださいというところが多く、後は月曜日から土曜日の間に療育施設に2日ほどいきます。そうすると3日しか保育園にいけません。療育は母子で通園しなければいけないのでお母さんは働けません。療育施設に行く2日間は、要件の週何時間の中に入るとおっしゃるのですが、それはあくまでも仕事に行けない状態なので、週に2日しか仕事に行けない状態で、そんなところが本当にあるのかなと思います。毎年いい続けてもなかなか変わりません。この子ども・子育て会議の中でも、なかなかそういったことがわかってもらえないところがあります。やはり、子育て支援の中には障害児の子どもの子育て支援も入っていると思うので、まず保育園にいける状況をつくっていただきたいと思います。健常者も同じですが、障害者の子どもは人と交わり、人のしていることを見て真似ます。それはみんな同じですが、そういったところになかなか行けないので、子育て支援のサークルはたくさんありますが、障害のある子どもはなかなか連れて行けないので、やはり交わることが少ないです。その辺りの要件をもう少し緩和していただきたいと思いま

【事務局】保育要件につきましては、子ども・子育て支援法の施行規則のほうで定められております。宇治市に限らず、すべての市町村はそれに準じて要件とさせていただいております。委員がおっしゃるとおり、宇治市の場合、入所選考の基準のほうを本会議においても案を出させて

いただいて、いろいろ修正して最終策定した経緯がございますが、障害のあるお子さんを養育されている保護者さんはなかなか就労できないというところもありますので、重なる部分はあるかもしれませんが、お仕事をもしされていたとすれば1日4時間、週4日というのが要件になってくるので、療育施設のほうに並行通園されている場合は、その1日の分を就労の時間として見させていただくという対応をしているところと、ご兄弟、もしくは障害手帳をお持ちの方がいらっしゃれば、選考基準のほうで加点する項目を設けておまして、優先の選考をさせていただいているところであると考えております。

【委員】確認したわけではないのですが、障害のあるお子さんについては就労証明なしで入れるところもあると聞いております。今言われた要件の中にさっき私が説明したと重なるところがあるのですが、療育も週何日間のうちに入りますとおっしゃいましたが、その時間がいくら就労に見込まれるといわれても、週に2日か3日しか行けない、また何かあればすぐに迎えにいかねば行けないということもあります。私もそうでしたが、2日母子園に通っていたので、3日のうちの土曜日が仕事に行けないという、とても働く場所がありません。それが現実です。私も仕事を選んで見つけて行っていたのですが、そういったことはとても難しいです。行っている療育の時間をそこに含んでもらわなくてもよいので、行っている日数を考えてもらったら、なかなか仕事ができないというところに焦点を合わせてもらって緩和してもらえないかとお願いしています。聴覚障害の子どもさんがおられて、今3歳なのですが、1週間のうちに聴覚の聾学校にいき、ステップにいき、5日間ずっと通っておられます。保育園にいけません。上に幼稚園のお姉ちゃんがいるのですが、その送り迎えも大変となってきたら本当に働けません。来年から保育園に入りたいと思っているという相談を受けましたが、やはり働いていないと宇治市では難しいという話をしていたら、その方が京都市は障害があったら入れると言っておられました。行けないのかとがっかりしておられました。いろいろな子どもさんがいるので、やはり保育という部分では、子育てのいちばん大事な時期なので、まったく保育園にいけず、幼稚園にいけず、ほんとに就学する子どももたくさんいますので、その辺りのことも含めて考えていただけたらと思います。

【事務局】本当にご自分自身の経験も踏まえて、貴重なご意見をいただいていると受け止めております。保育所自体が保育要件という原点がございますので、そのことと障害児であるということの中で、どのようなことが宇治市として検討できるのか、これは大きな問題として引き続き検討したいと思っております。よろしく願いいたします。

【委員】昨日もアレルギーのあるお子さんのお母さんと話しましたが、やはりいつ何があるかわからないから働きに行けないと言われていました。障害というかたちの認定でなくても、そういった方もいらっしゃいます。いろいろなケースがあります。今言われたからすぐ変わるものではないのはわかるのですが、どのように検討されて、どのようなことが前進したかということ、年度末、来年に向けてきちんと何かのかたちで私たちにフィードバックしていただけるように、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】今、保育の無償化の話になっているので、続けてご確認したいです。私の不勉強だったら申し訳ないのですが、「本年の10月から少子化対策の観点から」とこちらに書かれていて、でも内容を拝見すると、やはりお仕事されている方が無償化になるという流れになっています。例えば、専業主婦でお仕事されなくて幼稚園に通わせているお母さんから見ると、お金がもらえないのだったらパートしようかしら、お仕事に出ようかしらと判断される方、この金額2万とか3万とか4万とかになると、そう思われる方はかなり出てくるのではないかと思います。そうすると結局、お仕事をさせていただくと責任も生じてきて、なかなか次の子どもを妊娠しようという話にもならなくなってくるということを考えると、これは少子化対策なのか、果たして女性の就労支援対策なのか、少しわかりにくいなと思いました。この少子化対策というのは、おそらく国がそのようにいつていらっしゃるからそう書かれていると思うのですが、実態としては少子化対策とは受け取りにくいのではないかと感じております。

【事務局】今回の無償化につきましては、大学、高等教育の無償化、要は旧型奨学金とかと併せて、少子化対策ということですので、スタートは教育の部分になります。幼稚園の保育料を無償化するというのがスタートになっておりまして、どちらかという保育のほうもそれに併せて実施するようなかたちになっています。結果的には0歳から2歳の非課税世帯と拡大されておりますが、原点はどちらかという幼稚園の保育料の無償化がスタートであるということでございます。当然保護者負担の軽減の中で少子化対策というのが大きなスタートであると考えているところでございます。

【事務局】説明のほうでも申し上げたと思うのですが、再度、表の部分の幼稚園について新制度へ移行済みの幼稚園ですが、ここはその保育の必要性ということとはまた違う部分ですが、幼稚園の新制度への移行済みの幼稚園は無償化されるということにはなっております。すべてがすべて、保育の要件が必要であるということではなく、こちらの幼稚園については無償化ということで国のほうではされているところでございます。

【委員】幼稚園の話に関連いたしまして幼稚園のほうからお話させていただきます。新制度の私立幼稚園というのは、今宇治市では存在しておりません。旧制度の幼稚園が宇治市にはあるということです。従いまして、旧制度の幼稚園の保育料が、月額で25,700円までは無償になるということで、すべての幼稚園の保育料上限ここまでは無償になるということは決まっています。先ほど委員がおっしゃいましたように、働いたほうがよいのではないかと思いますお母さんたちが増えるのではないかとのお話だったのですが、それに関していいますと、幼稚園預かり保育で、保育の要件を満たさないと無償にならないということなんです。幼稚園は入園させて保育料は無償になるけれど、預かりは有料になってしまう人と、有料にならない人のケース両方出てくるということになってきます。ですから、それだったら働いて就労証明もとって、預かりも無償になったほうがよいのではないかなと考えられる方もあるかと思うのですが、そうなってくるとよく考えてみると、幼稚園という教育施設が、これは保育園と同じ教育施設になってしまうようなイメージも出てくると考えているところです。それが現状かなと思います。

【事務局】幼稚園のことにつきまして、1点だけ、新制度に移行している部分で、公立幼稚園につきましては新制度というかたちになっておりますので、そこだけご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

【委員】産後ケア事業について、このような事業はとても必要だと思っています。子育て支援拠点や保育所、いろいろな現場の人たちが詳しく、どのような人が基準になるのかという説明を受ける必要があると思います。みんなを集めてどのようなケースがオッケーになるのか、ならないのかということ、始まってすぐだとは思いますが、それを受けておく必要があると思います。また、そこが終わりではなく、そこでしんどい方がこれを利用されると大雑把に思うとしたら、この人たちが今度外に出ていける、それが何かの支援につながっていくということ考えたときに、ここに実際に行かれる方がその情報をお持ちなのか、その行かれたおうちの近くにどのような子育て支援があるのか、そういったことをご存知なのかというところがすごく大事だと思います。早急に関係者、赤ちゃんと出会う人、妊婦さんと出会う人を集めて説明会を開いていただいて、そこが切れ目のない本当に通過点で、産後、すごくしんどい人がこの制度をきちんと利用できて、そしてまた元気になって次の地域につないでいかれるという、切れ目がないというのはそういうことだと思いますので、ここがここだけで終わってほしくないと思います。うまくいけばとてもよい効果を出すと思いますので、できたら関係者を一度集めて、どのような支援をしていったらよい制度になるのか、産後うつになるような人をサポートできるのか、実母とうまくいかなくて産後を頼めない方もいらっしゃるし、実際にお母さんが亡くなっているというケースもたくさんありますので、本当によい事業にしていくために関係者、いろいろな人たちがつながってこれを盛り上げていけるようをお願いしたいと思います。

また、続けてもう1つ、今日ひろばにこられた赤ちゃんからものすごく強い香りがして、芳香剤の柔軟剤だと思いますが、私はそれにとっても弱くて赤ちゃんを抱っこしているだけで気分が悪くなりました。赤ちゃんがずっと泣いているので、なぜだろうと思ったのですが、もしかしたらそういったこととの関係があるのではないかと思いました。香害についての問題はここにはまったく上っておりませんが、そのような検討もしていただきたいと思います。

【事務局】委員がおっしゃるように、私どもとしましても、しんどいお母さん方をしっかりとケアできるような事業にしていきたいと考えており、地域子育て支援拠点と連携をしていきたいと考えております。昨日になりますが、ファミリー・サポート・センターのほうにも説明をさせていただいたところでございます。早期にというお話もございましたが、今、私どものほうで地域子育て支援拠点のほうで集まれる場合、こちらのほうできっちりご説明などもしていきたいと考えておりますので、よろしくお願したいと思います。

【事務局】産後ケアのことでご指摘をいただいておりますが、宇治市のやり方といたしましては、まずは母子手帳をお渡しするとき、妊娠がわかったときに、必ず保健師が面談をしております。そこからケアが始まっていると私どもは受け止めておりますし、当然課題があれば訪問など

もさせてもらうのですが、出産後も「こんにちは赤ちゃん事業」ということで健康訪問もさせていただいておりますし、さまざまなケアの中で課題があればこういう産後ケア事業もご利用いただくということでございます。各関係機関連携しながら、医療機関との連携も当然ですが、その中でできるだけ早めに対象の方にこういった事業を受けていただいて、重症化を予防していきたいというのが我々の目的でございますので、またいろいろな角度でご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】産後ケアの話が続いていますので、この対象者というところに「生後4か月頃まで」とありますが、どういった基準で始まったのか教えていただければと思ひます。

【事務局】こちらの基準につきましては、国のほうが出されておりますガイドラインにある基準と同じになっております。それと併せまして、やはり生後4か月頃までの産婦さんがいちばんしんどい時期であろうということで、こちらを集中的にケアするという意味でこのような基準にしたところでございます。

【委員】後、心配なのは、やはり4か月を超えても1歳まで授乳等もしますし、授乳に関してもずっとトラブルがあるでしょうし、1歳になって動き出したりするとまた違ったストレスもありますし、環境が変わってきます。私が言いたいのは、「4か月頃まで」ということになってしまうと、これをパッと見たときに、もう1歳だから私は対象にはならないということで選択肢がなくなってしまうような環境になるので、この対象者というのはこのように「4か月頃まで」と記載する必要はあるのだろうかということでお話させていただきました。

【事務局】委員がおっしゃるように、こちらの産後ケア事業につきましては、4か月頃までという基準にはさせていただきます。それを超えた方につきましては、1歳8か月児健診等も実施しておりますし、また各種相談等も受け付けております。そういったところで支援につなげていきたいと考えておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

【委員】要するに、産後ケア事業は4か月まで使えたとして、5か月くらいから1歳8か月まではものすごく時間があります。お母さんたちは毎日毎日1時間1時間しんどい思いをしていると思ひます。そういった人たちが使える制度として、ファミリー・サポート・センターがあるとしたら、結局働いていないと使えません。扱えるけれど無償の対象にはなっていないというようなケースが循環として起こっているという現実を考えてもらひ、結局働いている人たちには国のいろいろな手厚いサポートがあり、私も働いて保育所を利用した人間ですから感謝していますが、在宅でおうちにいる人へのケアにかかっている費用と、保育所に入って働いている人へのかかっているお金というのは、雲泥の差があるということを考えて、でも在宅でいる人のほうが結局1人で赤ちゃんを暮らして悶々としているという可能性が高いということを考えたら、国の制度でいろいろな予算が国から流れてきて制度化されているのは重々承知しておりますが、宇治市全体を見て落ち度がどこかにないのか、サポートできていない人はいないのか、例えば子育てを楽しむ会の事業であれば子育ての支援拠点にも短期

の一時預かりができるというようなメニューがありますが、宇治はそれを使っていないというように、これは全国で問題になっているケースですが、短期事業一時預かりみたいなものがあれば、2、3時間だけでも預かってくれて、安いお金で預かってくれて美容院だけでもいけたらリフレッシュするといったこともあると思います。本当に抜けている場合があります。サポートできていない人はいないのだろうかという目で、一度制度をみんなで見直してみてもどうかと思います。一足飛びにはいかないと思いますが、やはり赤ちゃんを産んでいる人がみんな幸せになるように、苦しまなくてもよいように、落とし穴がないかを探してほしいと思います。

【事務局】冒頭のご説明にもありましたが、中学校区に各1か所、地域子育て支援拠点をつくっていきましようということで、今年度ようやくそれが達成するというので、今後さらにこれまでもからもアウトリーチ型のサポートであるとか、この子育て支援をどういったかたちで進めていくのかというのが10か所揃った時点で検討を進めていこうという話をこれまでもしております。今後、委員がおっしゃっていただいたようなかたちで進めていくということになるかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

(3) 宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の調査結果（速報）について

・事務局より、資料4「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の調査結果について（速報）」、資料5「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（速報）」に基づき、説明が行われた。

【会長】何かご質問、ご意見等ございませんか。

【委員】これからこの結果を踏まえて詳しい分析を行っていくと思うのですが、前回の調査の際にもクロス集計を行ったと思います。今回の結果について、今、挙がっていたものと幸福度や満足度について、特にこれが低いと答えた人についての傾向や、なぜそのようになるのかといったことがわかるように分析していただいて、私たちにも教えていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【事務局】今回の結果につきましては、速報ということで出させていただきます。今後、クロス集計等含めて9月頃に出させていただきますこととなります。ご指摘いただいた内容も含めまして、まとめていきたいと思っております。また、お手元に「調査結果報告書（速報）に対する意見等記入用紙」という1枚ものを置かせていただいております。もし、このようなまとめ方がよいのではないかとといったご意見等がございましたら、意見等記入用紙に書いていただいても結構かと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【委員】振り返りをしていただいて、ポジティブな捉え方で、前回から頑張ったのでこのような成果が出たなという部分も併せて明らかにしてもらえたら嬉しいと思います。

- 【会 長】やはり第2期目のものですので、1期目の成果がどうであったかということも踏まえた上で、考えていく必要があるかと思います。
- 【委 員】調査の内容とは関係ないのですが、この調査期間、3月から4月にまたがる時期というのは、何か決まりがもしかしたらあるのかもしれないのですが、この調査対象になっている方たちが、やはり子育てされている方で、この時期というのは進級や進学などで皆さんかなりバタバタして忙しい時期かと思います。ですから、もしこの期間に特別決まりがないのであれば、例えば半期の間ずらしていただいたらこの回収率がもしかしたら上がるのではないかなと思いました。この調査は私もいただいておりまして、半分書いたのですが年度末すごく忙しくて気がついたら期限が過ぎておりまして、大変申し訳ない気持ちで今ここに座っております。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】調査の実施時期につきましては特に定めはございません。いろいろなスケジュールの中でこのようになったところです。前回の中間見直し時の調査も大体3月頃に配布させていただいて集計してきたというスケジュールもございまして、同様のスケジュールで行ってこの時期になりました。また、設問数につきましてはかなり増えました。計画策定のための必要な設問に加えて、今回は子どもの貧困対策計画というところも念頭に置いた設問も設定し、また、子ども本人に回答してもらおうということで、設問数はかなり増えました。その辺りの関係で前回よりは回答率が下がったのかなと考えております。
- 【会 長】憶測ですが、前回例えば就学前で受けた調査の対象になった人が、5年たって今度は小学生でまた受けているというケースは起こり得るのでしょうか。
- 【事務局】前回も今回も無作為抽出ですので、可能性としてはあります。ただ、実際にたかどうかの調査まではしていません。
- 【会 長】中には、調査がまた来たかと思われる人もいるかもしれませんね。他に何かございませんか。今、事務局より説明がありましたように、この後また帰られてご意見がありましたらじっくり考えて意見等記入用紙を提出していただきたいと思います。
- 【委 員】私は50%以上回答がなかった小中学生の辺りが、どのような子どもたちだったのかと気になります。調べようがないとは思いますが、そのような目で見ていただくこともお願いしたいと思います。少しご検討いただければ嬉しいです。
- 【会 長】他にございませんか。よろしいですか。それでは、本日の会議だけで議論を出し尽くすことは難しいと思いますので、お手元の意見等記入用紙で事務局までお出しいただければと思います。7月19日までに事務局にお出ししていただきますと大変助かります。よろしくお願いいたします。本日の議題は以上となります。

4 その他

- ・事務局より、議事（3）に関連する意見記入用紙について説明、次回の会議開催時期についての説明が行われた。

5 閉会